

# 島根大学教育学部附属義務教育学校園 学校いじめ防止対策基本方針

附属学校園の一貫教育で育てたい子どもの姿

- 人とのかかわりを大切にし、共に伸びていく子ども
- 新しい時代を切り開き、社会に貢献しようとする子ども
- 豊かな感性を育み、創造的に探求し続ける子ども

学校運営の重点

- 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる子どもの育成
- 学習・保育指導の充実
- 個に応じた支援の充実
- 教職員の共同による組織的な学校運営

## 本校のいじめ防止基本方針

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることから、学校園の教育目標の「人とのかかわりを大切にし、共に伸びていく子ども」のもと、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続していじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

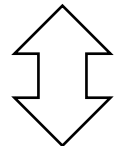
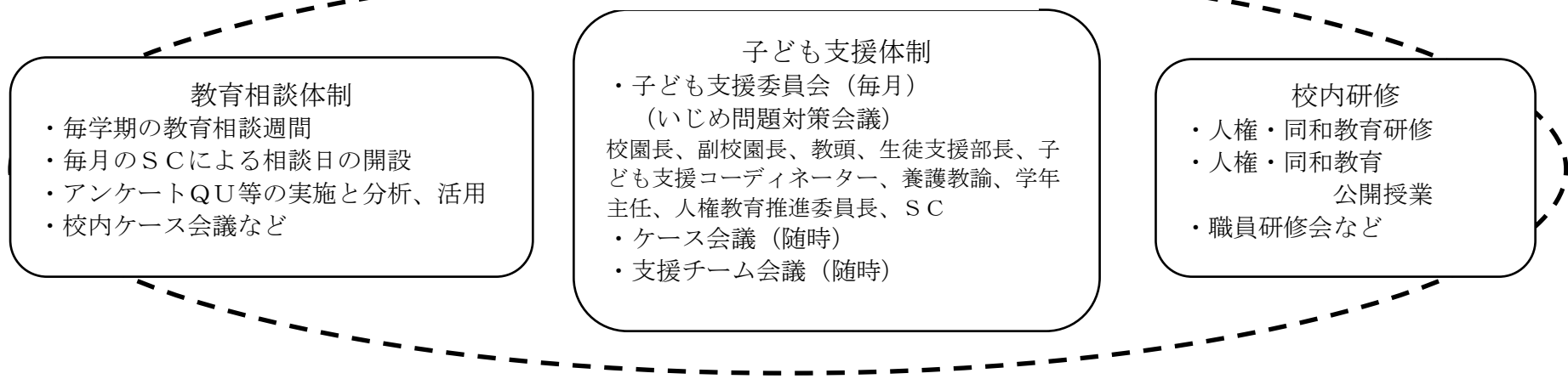
## いじめ未然防止のための取組

**子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め大切に思う「自尊感情」を育成する。**

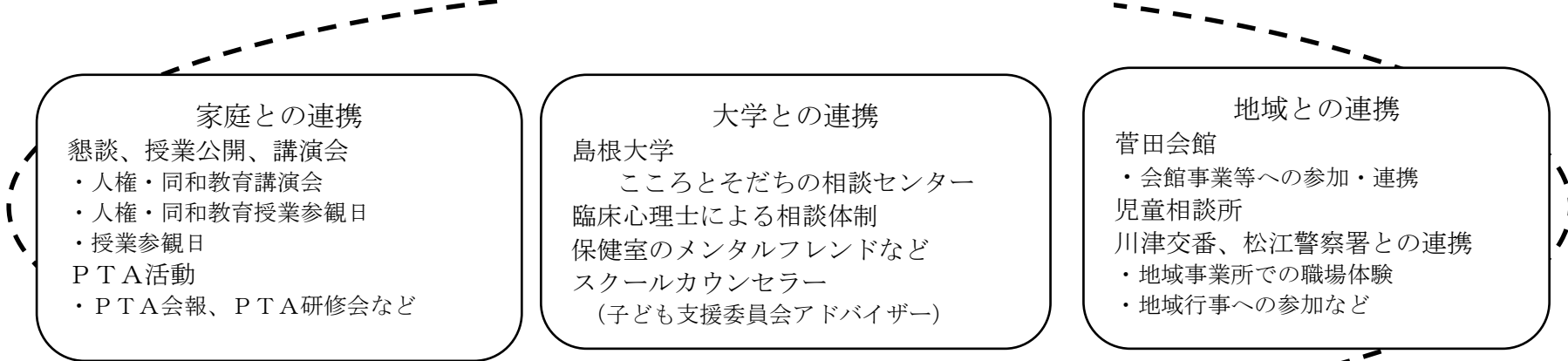
いじめの加害者は、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などの感情が潜んでいることが少なくない。そこに、「心理的ストレス」「集団内の異質な者への嫌悪感情」「ねたみや嫉妬感情」「遊び感覚やふざけ意識」「いじめの被害者となることへの回避感情」などが原因となっていじめは起こる。そこで、いじめを未然に防ぐために、子ども一人ひとりの自尊感情を高める取組を重点的に行う。

- 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
  - 誰にもわかりやすい授業・・・ユニバーサルデザインによる保育・授業づくり、ICTを活用した授業の工夫（学園）
  - 自尊感情や自己有用感を高める学級活動、行事、異学年でふれあう機会の充実
    - ・誕生会、運動会、遠足、子どもまつりなど、（幼）
    - ・全校活動、きょうだい学級の活動、学年集会、縦割り掃除、体育会（前期課程）
    - ・縦割り掃除、運動会色別活動、九年生を送る会など（後期課程）
  - 居場所づくり、絆づくりをキーワードに子どもの主体的な取組を生かした魅力ある学級づくり
    - ・「アンケートQU」を生かしたより良い学級づくり（前期課程）
    - ・学年集会、学級目標コンテストなど
  - 幼小中一貫教育の視点から、地域、保護者との連携や異学年の交流、校種間交流等、体験的な活動
  - 自治力を高める児童会活動・生徒会活動
    - ・新しい仲間、お別れ集会（前期課程）
    - ・生徒会入会式、九年生を送る会など（後期課程）
- 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
  - 人権教育の充実・・・人権週間での人権作文、生徒会による人権集会、人権標語・ポスター作り
  - 道徳教育の充実・・・道徳の時間、全ての学校教育活動
  - 体験的な活動の充実・・・総合的な学習の時間（福祉体験、職場体験、社会貢献活動等等）
  - 特別な支援の必要な生徒にかかわる理解教育の推進

## 校内体制



## 家庭・地域・大学との連携



## 早期発見

### 生徒や学級の様子を日常的に把握する。

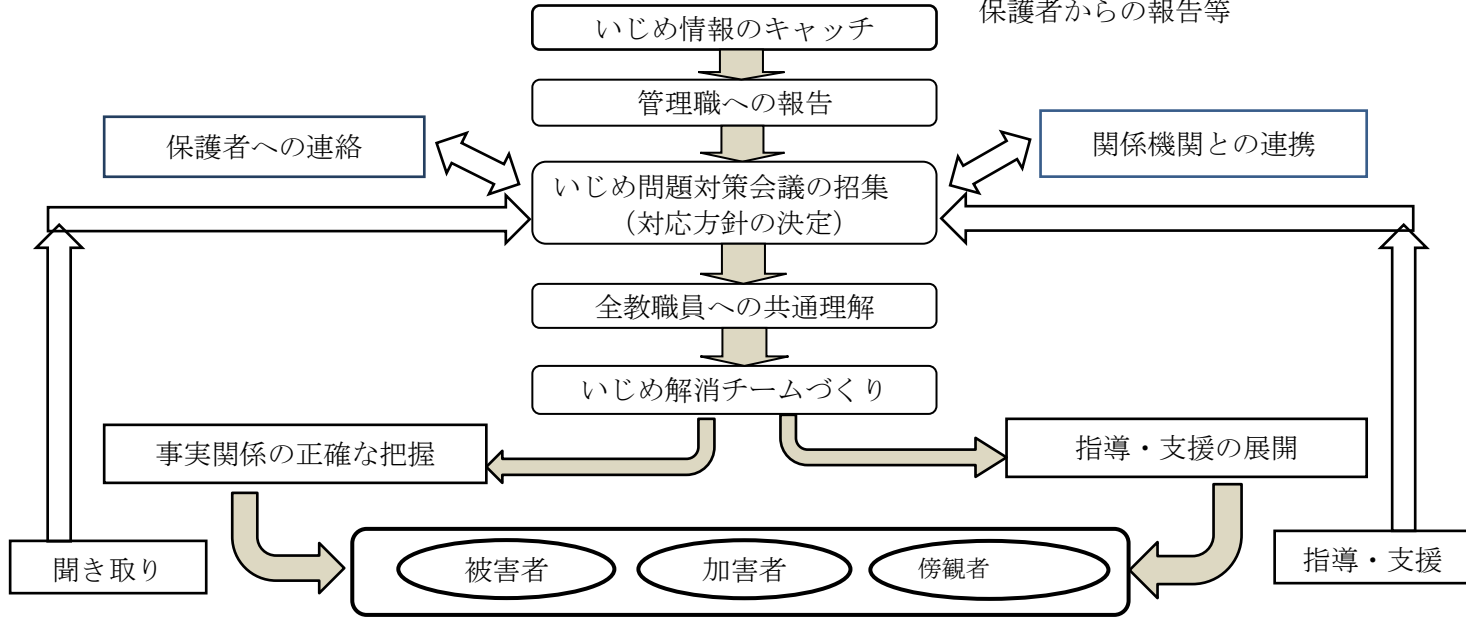
いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。そこで、教職員が情報を共有し、いじめの兆候が発見できた時点で、すぐに聞き取りに入る。

- 1 日々の観察・・・休み時間や昼休み、放課後の雑談、部活動等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。
- 2 生活ノート・・・生活ノートや電話の活用により、担任と子ども・保護者と日頃から連絡を密にする。
- 3 教育相談・・・子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的な教育相談週間により、教育相談を実施する。
- 4 調査法・・・アンケートQU、グッドスクールアンケートを実施する。

### 早期対応（いじめが起こった時）

いじめの兆候やいじめを発見した時には、学校全体の問題として組織的な対応により問題の解決を図る。

本人の訴え、サインの発見、生徒からの通報、保護者からの報告等



### 重大事案への対応

いじめにより重大事案が発生した場合は、同種の事態の発生防止のため、適切な方法により事実関係を明確にするなど、大学学部と連携を密にした対応を心がける。

#### <重大事態とは> (28条1項)

- (1) いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
  - 生徒が自死を企画した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき
  - 年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合は、学校にその認識がなくとも、重大事態が発生したものと報告・調査などに当たる。

